

## 日本・韓国における結婚移住女性に対する支援策のその後

上江洲 純子

### 1 はじめに

法務省のデータによれば、日本における在留外国人数は、ここ数年はコロナ禍の影響を受けて若干減少していたものの、2022（令和4）年6月末時点で296万1,969人（法務省出入国在留管理庁「令和4年6月末現在における在留外国人数について（速報値）」）に達し、過去最高を記録した2019（令和元）年末の数値を既に上回って推移している状況にある。

加えて、外国人労働者数は2021（令和3）年10月末には、172万7,221人となり、2007（平成19）年に届出が義務化されて以降、こちらも過去最高の記録を更新している（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）<sup>1</sup>）。

こうした現状を踏まえると、在留外国人数や外国人労働者数の増加スピードはさらに加速することが見込まれる。国は、コロナ禍前より、こうした状況を予測し、日本政府としても、真の共生社会の実現に向けて、外国人材の適正な受け入れやその環境整備に取り組んでいかなければならないとして、新たな在留資格「特定技能」の創設を盛り込むために、2018（平成30）年に「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」を改正しただけでなく、それを契機に、新たな政策・施策をいくつも打ち出し、外国人労働者の受け入れやその環境の整備が現在進行形で進められている状況にある。

ところがその間隙で、日本語能力も備わっていないまま日本人男性との婚姻を目的に日本に移住した「結婚移住女性」については、外国人労働者としての一翼を担いつつも、在留外国人数においては全体の約1.5%と少

---

1) 厚生労働省ホームページ：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_23495.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23495.html)

数派に該当することもあり、これまで、彼女たちに特化した支援は行われてこなかった。これに対し、韓国では、結婚移住女性に対する支援を具現化するために「多文化家族支援法（法律第8937号。以下「支援法」という。）」を定め、それに基づいて、国や地方公共団体に、具体的な支援策の実施を義務付けていることから、かつて、筆者は、これらの制度を手掛かりに、拙稿<sup>2</sup>において、日本における結婚移住女性あるいは多文化家族に対する支援の方向性を検討したことがある。そこでは、韓国における結婚移住女性やその家族で構成される「多文化家族」に対する包括的かつトップダウン型の支援の枠組みを明らかにしたほか、日本においても、日本語支援の分野に関して、その端緒とも評価できる「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）」制定に向けた審議の過程を紹介したものの、その時点においては、結婚移住女性を含む在留外国人への包括的な支援に向けた具体的な動きは明らかになっていなかったところである。

そこで、本稿においては、その後の日本および韓国における政策・施策の変遷を明らかにすることで、改めて結婚移住女性に対する効果的な支援策の方向性について考察することとしたい。

## 2 日本における2018年以降の政策・施策等の変遷について

2018年当時、政府は、中小・小規模事業者を始めとした企業の人手不足の深刻化を受けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、新たな在留資格を創設することとし、それにより在留外国人数の増加がさらに見込まれることになったことから、国として外国人が円滑に共生できる社会の実現に向けて取り組んでいく考えもあわせて示された。これを受けて、関係省庁が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進める目的で、2018（平成30）年7月

---

2) 上江洲純子「日本における結婚移住女性に対する制度・政策に見る法的課題—韓国・多文化家族支援法を題材にして—」沖縄法学47号7頁以下（2019）

24日に閣議決定されたのが、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」である。その遂行のために、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備等について、政府が一体となって総合的な検討を行う会議体として、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）」が設置されたが、その検討の中で、2006（平成18）年12月以降これまで取り組んできた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策<sup>3</sup>が抜本的に見直され、2018（平成30）年12月、現在の政策・施策の基盤となる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2018（平成30）年12月25日関係閣僚会議決定。以下「総合的対応策」という。）」が新たに取りまとめられた。この「総合的対応策」は、その後も何度か改訂を重ねながら内容の充実が図られており、これこそが現在の日本における外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして定着しつつある。

それに加えて、政府は、外国人との共生社会の在り方やその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、2021（令和3）年1月に「外国人との共生社会の実現のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を設置し、同年11月にはその「意見書<sup>3</sup>」が取りまとめられ、提出された。意見書では、外国人との共生社会を推進するためには、国としてのビジョンを示す必要があるとして、目指すべき共生社会の3つのビジョンが提示されたほか、そうした社会を実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項と取り組みの方向性が示され、5年以内の実現を目指すことが提言された。

その後、有識者会議の意見書を踏まえて策定されたのが、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（2022（令和4）年6月14日関係閣僚会議決定。以下「ロードマップ」という。）<sup>4</sup>」であり、その中では、以下

---

3）出入国在留管理庁のホームページ：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359625.pdf>

4）出入国在留管理庁のホームページ：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374798.pdf>

に掲げるとおり、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての4つの重点事項が示されている。

3つのビジョンとは、Ⅰ これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会、Ⅱ 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会、Ⅲ 外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会、であり、これを実現するためになすべき4つの重点事項として、① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組、② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化、③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援、④ 共生社会の基盤整備に向けた取組、が掲げられている。当該ロードマップは、2026（令和8）年度までを対象期間として策定されたもので、その間に各省庁が取り組むべき具体的な施策も多数提案されている。

そのため、このロードマップに合わせて、「総合的対応策」も改訂された。2022（令和4）年度の改訂版<sup>5</sup>では、ロードマップにおいて示された施策のうち、単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために取り組むべき施策も示されている。さらに、「在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく」ことも改めて宣言されており、日本全体で共生社会の実現を目指す政府の本気度が窺えるものとなっている。

### 3 総合的対応策の2022（令和4）年度改訂版の内容等について

それでは、これらの施策は、実際に効果を発揮するものとなっているの

---

5) 出入国在留管理庁のホームページ：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374803.pdf>

であろうか。

ここでは、総合的対応策において示されている4つの重点事項のうち、本稿の検討対象である結婚移住女性に対する支援策としても優先すべきと思われる① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組および② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化について、最新の改訂版である2022（令和4年）年度版の内容に沿って、課題解決に向けて現在実施しているあるいは今後実施予定の支援策の概略を紹介していくこととしたい。

まず、①については、現状として、2020（令和2）年11月時点において、約58万人の外国人住民が日本語教室の開設されていない市区町村に居住しており、日本語教育を受ける機会が十分に提供されていないこと、そして、市区町村においては日本語教室に関するノウハウ、人員不足等により日本語教育の実施が難しいところが多く、日本語教室が設置されていない市区町村が全体の約6割を占めることが指摘されている。

その課題については、まずは、就労者も含め、地域で生活する外国人に対し生活する上で必要となる日本語教育を行うため、日本語教育推進法に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促し、地域における日本語教育の促進・水準の向上を図るとし、政府としては、都道府県等が、日本語教育機関、企業、民間支援団体等の関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進することや、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を支援して対応していくことが盛り込まれている。さらに、国は、日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣を行ったり、日本語教室開設に向けたセミナー等を開催するという。

次に、②に関しては、外国人が日本で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種手続・法令・制度に加えて、ごみ出しルールといった基本的な社会生活上のルール等についても理解してもらう必要があることから、多言語化あるいはやさしい日本語による情報提供・発信を進めることが重要と分析されている。中で

も、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しく、そのために労働条件に係る問題が生じやすいとされており、ハローワークや労働基準監督署等における多言語対応が急務であると指摘されている。その点で、労働問題に限らず広く法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）において通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う10言語対応の「多言語情報提供サービス」が既に稼働している状況にあることは評価することができる。ただ、その一方で、こうしたサービスの存在そのものが在留外国人に知られていない現実があり、積極的な周知が必要との課題も明らかとなっている。さらに、国は従前より、地方公共団体において、外国人を対象とした一元的相談窓口の設置にかかる財政的支援も推進してきたというが、実際には、必要な通訳の確保が困難などの理由から窓口設置そのものが難しいケースも散見されると報告されている。

このように従来の取り組みでは未だ解決できない課題への対応も含め、外国人に対するより一層の効果的・効率的な支援を可能とするため、「総合的対応策」の下で既に実現が図られたのが、2020（令和2）年7月の「外国人在留支援センター（F R E S C。以下「フレスク」という。）」の設置である。フレスクは、国家機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援拠点として設置された機関であり、これにより、日本において、在留外国人に対する一元的な支援体制がようやく整いつつある。

加えて、地方においては、国籍の異なる外国人からのさまざまな相談ニーズに適切に対応できるように、多言語自動音声翻訳アプリ等も活用しながら、相談体制の整備を順次図っていくことや、在留外国人への生活ガイドランスの実施、各種行政手続に関する情報の提供、生活に必要な日本語習得の支援などを適切に行うことができるようにするために、地域において外国人支援に携わることのできる人材や団体の育成を図るべく、研修を実施していくことが盛り込まれている。そして、その実効性を高める役割もまたフレスクが担うことになっている。フレスクは、地方公共団体の相談窓口へのサポートとして、問い合わせへの対応や担当職員研修を行うこと、

そして、通訳支援を試行実施することも想定されているのである。

さらに、いち早く多言語サービスを展開している法テラスについては、より一層外国人利用者への適切な対応に努め、更なる利便性の向上を図るほか、法テラスにおける多言語による法的支援について、外国人支援機関等とも連携を強化しつつ、積極的な周知・広報を行うとされている。

こうして総合的対応策に掲げられた施策の実効性を高めるために、ロードマップにおいては、5年後の実現目標も設定されており、①については「外国人が生活のために必要な日本語能力を身に付け、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得することができる環境を整備する。」、②については「外国人が必要とする情報に迅速・円滑にアクセスでき、抱える困りごとを迅速に解決できる環境を整備する。」ことが目指されている。

それでは、総合的対応策に記された上記の支援策を実施することで、果たして、これらの目標を達成することができるのであろうか。その検討の手掛かりとすべく、韓国における包括的な多文化家族支援について、本節にて取り上げた①・②に関連する施策を今一度確認していくこととしたい。

#### 4 韓国における多文化家族支援の内容等について<sup>6)</sup>

韓国では、2006（平成18）年頃から婚姻による移住や外国人労働者等が急増したために、定住外国人政策の重要性が認識されるようになり、中でも、結婚移住女性の家庭生活や社会生活への適応の問題が深刻なものと受け止められるようになった。その流れを受けて、多文化家族を対象とした支援事業が本格的に実施されるようになったことで、2008（平成20）年3月21日に制定されたのが「支援法」であり、法に基づいて、多文化家族支援政策・施策を推進する国家機関として、「女性家族部」が置かれている。

当該部署は、韓国における多文化家族支援政策の基本方針となる基本計画を策定し、それに基づく事業を確実に展開していくために1年ごとに実行計画も定めているだけでなく、当該計画に基づく事業への予算措置も行

---

6) 韓国における多文化家族に対する支援策の詳細については、前掲注2) 9頁以下参照。

い、その事業を担う地方公共団体や韓国全域に設置されている「多文化家族支援センター（以下「支援センター」という。）」に予算を分配し、事業全体を統括する役割も担っている。

これまでに、女性家族部が策定した基本計画は、第1次基本計画（2010～2012）、第2次基本計画（2013～2017）、第3次基本計画（2018～2023）であり、現在は、第3次基本計画に基づいて各種施策が実施されている状況にある。

支援法には、国や地方公共団体が支援策として講じることが可能な支援メニューが具体的に列挙されており、結婚移住女性が移民後すぐに社会に適應できるよう基本的な生活情報の提供や韓国語教育の支援を行うサービスのほか、DV被害対策から結婚移住女性の出身言語によるサービスまでと、その内容は多岐にわたる。そして、これらを基本計画および実行計画によって事業化し、実際に事業を担う役割を果たすのが、韓国全域に200か所以上設置されている支援センターなのである。

それでは、これから日本が、「総合的対応策」を通して実現しようとしている支援策のうち、上記3において取り上げた①・②に係る施策・事業に該当するものとして、韓国の支援センターではどのようなことが行われているか確認しておこう。

まず、①のうち、外国人に生活のために必要な日本語能力を身に付けさせる取り組みの参考となる事業として、支援センターは「結婚移民者等に対する韓国語教育事業」を展開しており、結婚移住女性は、レベル別に総計100時間の韓国語講座を無償で受講することができる。加えて、育児などの事情でセンターに通うことが困難な結婚移住女性に対しては、講師を派遣して韓国語講座を受講できる仕組みも確立しているという。

次に、①のうち、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得させることができる取り組みに係る類似の取り組みとして、支援センターでは、結婚移住女性に対して、韓国社会への適應教育や就業教育を行っており、それにより生活における社会的なルールや、就業する際のワークルールを無償で学ぶことができる。



さらに興味深いことに、現行の第3次基本計画の下では、結婚移住女性の社会参加の拡大支援を目的に、韓国語教育支援もレベルアップしており、生活言語の習得のための基礎韓国語講座だけでなく、高度人材化を目的とした韓国語講座の提供も行っているほか、就労を後押しするため資格取得等の就業支援のプログラムの充実化も図られているという。

そして、②「外国人が必要とする情報に迅速・円滑にアクセスでき、抱える困りごとを迅速に解決できる環境」については、韓国ではまさに支援センターがその役割を担い、多文化家族が抱えるあらゆる相談に対応し、時には法律相談にも応じている。支援センターは、通訳・翻訳サービスも提供しているため、相談にも多言語で対応できる態勢が整っている。

その他に、韓国政府は、24時間365日13か国語で対応可能なコールセンターである「タヌリコールセンター」を設置して、いつでもどこでも相談できる環境の整備を図っただけではなく、多文化家族支援のためホームページを開設して、韓国における生活全般の基本的な情報の提供や最寄りの支援センターの検索機能を整備するなど、オンラインでも必要な情報にアクセスできる環境が十分整えられている。

こうした取り組みは確実に成果を上げており、韓国女性家族部が2022(令和4)年3月に取りまとめた「2021年全国多文化家族実態調査<sup>7)</sup>」によれば、61.9%もの結婚移住女性が、多文化家族向けのサービスの利用経験があると回答している。そこから、支援センターや、そこで提供されている韓国語教育・生活オリエンテーションなどの韓国社会への初期適応サービスが広く定着している実態が窺えるほか、韓国語能力に関しても、韓国生活に困難がないと回答した結婚移住女性の比率が37.9%と4割近くに上っている。さらに、当該実態調査を踏まえて策定された2024(令和6)年スタートの第4次基本計画のビジョンでは、「学齢期の子どもに対するオーダーメイド型支援」が方針案として示されており、支援の主眼が既に結婚移住

---

7) 韓国女性家族部ホームページ : <http://www.mogef.go.kr/kor/skin/doc.html?fn=88729e90eb9a462f814af4a1db5b652b.pdf&rs=/rsfiles/202302/>

女性からその子どもたちへと移っていることも明らかとなっている。

このように、韓国においては、日本がこれから在留外国人に対して実施しようと検討している支援の形が、結婚移住女性に対する包括的な支援メニューとして、しっかり根付いていると評価することができる。

その一方で、順調に結婚移住女性に対する支援体制を構築してきたかに見える韓国であるが、第3次基本計画対象期間の終了が迫ってきている中で、2022（令和4）年に入り、計画策定や事業の推進を担ってきた「女性家族部」の廃止が検討されている。廃止の要因は、多文化家族支援業務に起因するものではなく、専ら政治的な理由によるものが大きいようであるが、部署の廃止によって、多文化家族支援業務が他の部に移管されることに伴い、多文化家族支援の今後にも何らかの影響が出ることは必至といえ、その動向を注視していく必要がある。

しかしながら、いずれにせよ、支援法制定から10年以上の実績を誇る韓国における多文化家族支援の取り組みは、これらの事業と重なる施策の展開を今後予定している日本の「総合的対応策」において、その目標達成のためにも、大いに参考になるとと思われる。

## 5 若干の考察

以上を踏まえて、日本の「総合的対応策」が効果を発揮するための留意事項について、韓国の例も参考としながら検討していくこととしたい。

まず、大切なことは在留外国人に対して支援策を実施する体制の整備である。「総合的対応策」においては、在留外国人支援の実施主体は、これまでと同様、都道府県や市町村、あるいは従来から在留外国人支援を行ってきた民間団体とされ、国の役割としては、これらの機関において円滑に支援策を実施できる体制整備を検討し、これを整えるための財政的サポートを行うことが中心となっている。確かに、これまでと比べ、各省庁において様々な財政的支援メニューが取り揃えられ、国が後押しすることで、支援の実現性・継続性は格段に高まったことは評価できる。しかしながら、これにより、さらに都市部と農村部、外国人集住地域と外国人非集住

地域との間で、在留外国人に対する支援の格差を拡大させる危険性を孕んでいることは否定できない。

これまで、在留外国人が多い都市部や人口に占める外国人数の割合が高い集住地域では、当該行政機関や当該地域の民間団体自身が先行して支援策を展開し、すでにそのノウハウも蓄積されている。これに対して、本稿の検討対象でもある「結婚移住女性」は、農家の嫁として農業に従事することを期待されて入国していることから、その多くが農村部に居住しており、特に沖縄県の離島地域では、民間の支援団体も組織されておらず、行政機関においても、その規模ゆえか、支援体制の整備のみならず、日本語支援や生活支援も含めて在留外国人に特化した行政支援がなされてこなかった現実がある<sup>8</sup>。そうすると、都市部や外国人集住地域では、国の財政的支援を活用することにより、今後ますます支援体制が確固たるものとされ、支援メニューの充実化もはかられていく一方で、国の財政的なサポートをうまく活用できる受け皿が存在しない農村部や外国人非集住地域では、居住する外国人が支援の輪の外に置かれ、そのまま取り残されてしまう可能性がある。

今後は、こうした支援格差を生まない体制を構築することこそ重要であり、日本の在留外国人の居住地が都市部か農村部か、外国人集住地域か非集住地域か、にかかわらず、日本全国どこに住んでいても同様の支援が受けられる体制づくりについて、今一度検討する必要があるだろう。この点、韓国の「支援センター」の取り組みは大いに参考となる。

上記4において取り上げたように、韓国では、支援法において支援センターの設置を義務付け、現在では全国200か所以上に支援センターが配置されている。それぞれの支援センターが、配置された地域における多文化家族支援の拠点として、その機能を発揮し、国や地方公共団体から財政的支援を受けながら様々な支援メニューを展開している。このように韓国で

---

8) イ ヒョンジョン=上江洲純子=安藤由美=西山千絵「沖縄における結婚移住女性を巡る現状に関する調査研究」南島文化 40号（2018）99頁以下参照。

は、支援施設を各地域に普く行きわたらせることで、結婚移住女性やその家族がどこにいても同質の支援サービスを楽しむことができる仕組みを作り上げているのである。これに対して、日本においては、在留外国人に対する支援拠点が、現時点では2020（令和2）年に開所した「フレスク」1か所にとどまっている。「総合的対応策」によれば、国は、各都道府県や各市町村における在留外国人に対する一元的な相談窓口の設置を後押ししていくことが掲げられているものの、その推進施策としては、国が財政的支援を、フレスクが人材育成支援を行うというものであり、そうすると、「フレスク」と同様の機能を持つ支援窓口や支援施設が日本全域に設置されるまでにはさらに相当の時間を要することが予想される。ロードマップで示されている、全ての外国人を孤立させず、在留外国人が日本人と同様の公共サービスを楽しむ安心して生活することができる環境を確立するには、少なくとも各都道府県に1つは支援拠点を設置すべきであり、その速やかな設置を促すには、結局のところ、韓国の「支援法」のように、各都道府県に対して強制力を働かせることのできる制度の構築に早急に取り組むべきであると思われる。

そして、もう一つ留意すべき事項としては、在留外国人が生活等のために必要な日本語を習得できる環境の整備に係る取り組みである。2019（令和元）年には日本語教育推進法が制定され、この法律に基づき、国は、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という）」を2020（令和2）年に閣議決定し、ここでは、日本語教育の推進の基本的な方向性や具体的に進めるべき施策が提示された。さらに、各地域における日本語教育については「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」と明記されており、「結婚移住女性」もその支援対象に含まれている。当然、このような日本語教育推進法や基本方針の姿勢は「総合的対応策」にも反映され、2022（令和4）年度改訂版の重点項目①「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」は、日本語教

育推進法の理念に則ったものといえる。

ただし、日本語教育推進法や基本方針、そして総合的対応策においても、日本語教育支援の環境整備を主導する役割を担うものとして念頭に置かれているのは、やはり地方公共団体である。日本語教育推進法11条は、地方公共団体に、それぞれの地域の状況に応じた日本語教育の基本的な方針を定めるよう促しており、中でも、都道府県には、日本語教育推進の司令塔となり、地域の実情に応じて域内の体制整備を図っていくことが期待されている。しかしながら、2022（令和4）年1月時点で、各都道府県において当該基本方針を定めているのは、16自治体にとどまっており、日本語教育支援の環境整備を地域主導で行う困難さが窺える結果となっている。

確かに、一口に日本語教育支援といっても、支援を受ける側である在留外国人が求める支援内容は多岐にわたっており、たとえば、「結婚移住女性」の場合も、来日したばかりで日本語の読む・聞く・書く・話すができない者もいれば、家族との会話はできるものの日本語の読み書きがほとんどできない者、出産・育児で学習を中断したために習得した日本語能力が落ちてしまった者、そして、就労に全く支障がない日本語能力を有する者までおり、日本語のレベルも、それによって求めるニーズも異なるのが実情である。日本語教育推進法が、国籍や年齢を問わず、日本で暮らす日本語学習を希望する全ての外国人に門戸を開いていることは大変評価すべきことであるが、法の目指すゴールまで一気に突き進むことができる基本方針を打ち出すことは、地方公共団体にとって高いハードルとなろう。

したがって、まずは、来日したばかりの在留外国人への初期適応に絞り、彼らが生活のために必要な日本語能力を習得できるような日本語教育プログラムをしっかりと提供する枠組みを構築することから始めるべきであると考えられる。その意味で、韓国の「支援センター」において結婚移住女性に提供されている韓国語教育プログラムの実践とその成果は、今後の日本の方針策定や取組みの実施に際しても大きな示唆を与えてくれるものと思われる。

そして、日本においても韓国と同様の事業を展開する素地は既に存在している。実は、厚生労働省は、日系定住外国人に対する雇用対策とし

て、2009（平成21）年度より「日系人就業準備研修事業」を実施している。2015（平成27）年度には、その事業名が「外国人就業・定着支援研修事業」と変更され、結婚移住女性のように身分に基づく在留資格を有する定住外国人にもその対象が拡大されているが、その事業においては、職場における日本語コミュニケーション能力の向上をはかり、ビジネスマナーや日本の雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識を習得できるよう、総計100時間程度の研修プログラムが無償で提供されているのである。当該プログラムは、就労支援に特化したものであり、受講できる地域も受講人数もいまだ限定されてはいるものの、これまでの実績や提供されている研修内容を踏まえれば、韓国における初期適応のための韓国語教育プログラムと同様の機能を果たす事業と評価することができる。今後、これらの事業の経験やノウハウを活用して、全ての都道府県においてこうしたプログラムを展開することができるようになれば、日本においても、結婚移住女性を含む全ての在留外国人に対して来日後速やかに日本社会に適応できる環境を提供することが可能となろう。

## 6 おわりに

上述したように、日本は、韓国のように結婚移住女性に特化した支援ではなく、日本に在留する全ての外国人を対象とした支援政策を展開していく方針に舵を切った。その選択による成果が現れるのはまだ先の話であり、日本における外国人受入れ・共生政策は緒に就いたばかりであるが、少子高齢化時代の日本社会にとって将来重要な役割を担うことが期待される在留外国人に対してどのような支援制度を構築していくかは間違いなく日本における喫緊の課題であるといえる。その内容によっては、国としての浮沈を揺るがしかねない重大な影響をもたらす可能性がある。

だからこそ、その際に、「結婚移住女性」のように制度の間隙に沈みがちなマイノリティに対する支援の視点も忘れてはならないのである。

\* 本研究はJSPS科研費（課題番号：20K00740）の助成を受けたものである。